

大府市議会

議長 鷹羽琴美様

大府市議会厚生文教委員会

委員長 国本礼子

報告書

～子どもの多様な学びについて～

令和6年5月

大府市議会 厚生文教委員会

1 はじめに

当委員会は、令和5年6月21日、本市における児童生徒の不登校について、現状及び課題を把握し、今後の市政運営に生かすため、所管事務調査として「子どもの多様な学びについて」の調査を行うことに決定し、以降、閉会中を中心に調査を行ってきた。

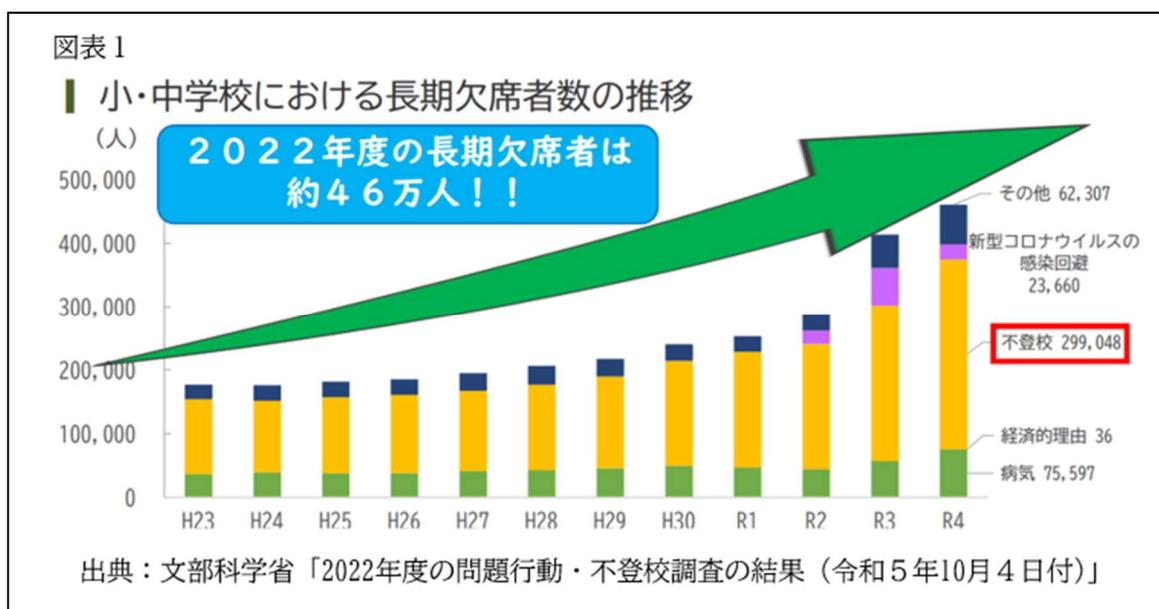
このたび、調査研究の成果を取りまとめたので、その内容を以下のとおり報告する。

2 調査研究テーマの選定理由

平成28年には『教育機会確保法』が制定され、令和元年に文部科学省が通知した「不登校児童生徒への支援の在り方について」のガイドラインでは、不登校について「休養や自分を見つめ直す積極的な意味を持つことがある」として、マイナスではない面を認める一方、「学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在すること」にも言及しており、だからこそ支援がない状況は危機的と言える。学びの機会からもコミュニケーションスキルを身に付ける機会となる人間関係からも疎外されれば、子どもの未来の可能性は失われかねない。

当委員会では、次の2点に着目した。

- ・全国の不登校の児童生徒は29万9,048人と過去最高を更新したこと（図表1）。
- ・不登校の小中学生の38.2%に当たる11万4,217人が学校内外で専門家らの相談や支援が受けられていない現状があること。



大府市の児童生徒の不登校の状況はどのようになっているのか、調査研究をしていきたいとの理由から、令和5年度のテーマは、子どもたちが自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことができる「子どもの多様な学びについて」とした。

3 調査研究の概要

本市においても、不登校が年々増加している現状があり、委員間で議論が行われた。委員から出された主な論点は次のとおりである。

- ・ 不登校は問題なのか。
- ・ 未然に防ぐことが大切ではないか。
- ・ 不登校になった児童生徒が学級復帰できるようにすべきではないか。
- ・ 不登校になった要因は一人一人異なり、明確な理由が掴めない現状で、どのような対策をとるべきか。
- ・ 今現在登校できないことで苦しんでいる児童生徒や家庭に対し、どのような支援ができるのか。
- ・ 居場所づくりと学びの機会の確保はどうすべきか。
- ・ 学校に来られない中でコミュニケーション能力をどう養っていくのか。
- ・ 地域も巻き込むべきではないか。
- ・ 学校に頑張っている児童生徒へは何もしなくてよいのか。

こうした議論を経て、不登校について調査研究を行うため、情報交換会や勉強会を開催した。

(1) 民間NPO～教育の機会をつなぐ～三つ葉との情報交換会

調査研究を行うに当たり、大府市の児童生徒の現状を知るために、民間NPO～教育の機会をつなぐ～三つ葉（以下「三つ葉」と表記）との情報交換会を開催し、児童生徒を取り巻く現状や課題を把握し、委員間で意見交換を行った。

この団体は、代表者の海外経験において、ホームスクーリングで生き生きと学び、自分に誇りを持つ子どもたちの姿に、教育の多様性を感じ、不登校の児童生徒の受け皿となる場を提供することの必要性を感じたことから生まれた取組で、不登校の子どもたちに安心できる場所を提供し、学びや人間関係を通じて自己肯定感を育むことを目指している。

現在、開催にあたっては給食も提供し、座談会や企画の日、学習会の日を各週1日とし、参加している児童生徒は小中高あわせて128人で、個別相談にも応じる（78件（実数37人））等、保護者には専修学校や通信学校の情報も提供している。一日の過ごし方としては、読書、ボードゲーム、戦略を考える鬼ごっこなど、社会性・協調性を育むことができるよう楽しさの中にも学びがあることを意識している。学校との連携においては、中立・第三者という立場を意識しながら、児童生徒や保護者が自分自身で連絡・相談できるように継続的な支援を行っている。

団体の課題としては、以下の意見が挙げられた。

- ・今後活動を継続していくために、資金の確保をどのようにしていくか。（現在は補助金を活用）
- ・全員ボランティアでスタッフをしており、仕事と兼務しているため、今後どのように運営していくか。
- ・子どもたちに適切に接するために、専門的な研修の機会が必要である。

委員からの主な意見

- ・不登校児童生徒の受け皿、居場所を確保することは、喫緊で取り組むべき重要な課題である。できれば既存の小中学校がもっと居心地の良い場所だと思えるような受け皿になってくれるとよい。
- ・コミュニケーションの場として、レインボーハウスのようなスペースを増設する必要がある。一方で、通うことが学力の保障につながるとは限らない。
- ・公民館や児童老人福祉センターの一角を居場所として利用するのもよい。
- ・不登校にならないための根本を研究していくべきなのか、不登校に対する支援に力を入れていくべきなのか議論をする必要がある。

(2) 教育委員会との勉強会

子どもの多様な学びについて、委員全員の共通理解を深めることを目的として、教育部長、主席指導主事、指導主事、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」と表記）を講師とした勉強会を開催した。なお文部科学省は、当該年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数を「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の四つに分け、「理由別長期欠席者数（不登校等）」として公表しているが、大府市教育委員会では、令和5年度から「不登校」を「長期欠席」と言い換えているため、この教育委員会との勉強会の項目では「不登校」を「長期欠席」と言い換える（図表2）。

図表2 長期欠席者について

■病気等除く長期欠席児童生徒の出現率の推移（大府市内小中学校）

			H30	R1	R2	R3	R4
全国	小学校	出現率	0.7%	0.8%	1.0%	1.3%	1.7%
		長期欠席児童数	44,841人	53,350人	63,350人	81,498人	105,112人
	中学校	出現率	3.6%	3.9%	4.1%	5.0%	6.0%
		長期欠席生徒数	119,687人	127,922人	132,777人	163,442人	193,936人
大府市	小学校	出現率	0.6%	0.7%	1.0%	1.4%	1.3%
		長期欠席児童数	34人	40人	60人	79人	78人
	中学校	出現率	3.5%	5.2%	4.1%	4.6%	5.9%
		長期欠席生徒数	93人	137人	110人	125人	162人

※令和5年11月22日付 11月定例記者会見資料より引用。

本市の令和4年度までの長期欠席者は小学校、中学校とも増加傾向にある。

長期欠席に至る多種多様な背景について、本市での主たる要因としては、小学校、中学校ともに「無気力、不安」が最多である（図表3）。

図表3 ■大府市における長期欠席の要因分布（令和4年度）

区分		小学校	割合	中学校	割合
学校に係る状況	いじめ	0		0	
	いじめを除く友人関係をめぐり問題	2	2.5%	27	16.6%
	教職員との関係をめぐり問題	2	2.5%	2	1.2%
	学業の不振	2	2.5%	11	6.7%
	進路に係る不安	0		7	4.3%
	クラブ活動、部活動等への不適応	0		0	
	学校のきまり等をめぐり問題	1	1.2%	0	
	入学、転編入学・進級時の不適応	0		14	8.6%
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	6	7.6%	4	2.4%
	親子の関わり方	15	19.2%	6	3.7%
	家庭内の不和	2	2.5%	1	0.6%
	生活リズムの乱れ、あそび、非行	2	2.5%	25	15.4%
本人に係る状況	無気力、不安	37	47.4%	57	35.1%
	該当なし	9	11.5%	8	4.9%
計		78		162	

※数値は、主たるものとして選択されたものを掲載。（教育委員会の資料を参考に作成）

長期欠席との関連で、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）等、特性のある児童生徒への対処も新たに課題として指摘されているほか、周囲との人間関係の構築がうまくできなかつたり、学習のつまずきがあつたりすることも理由として挙げられる。また、最近では虐待やヤングケアラーの問題も取り沙汰されている。

各学校を通じた不登校児童生徒への学習や生活面などの支援については、定期的に現状把握をしたり、今後について保護者と相談したりしていることや、本人とは担任が電話やタブレット端末、家庭訪問で連絡を取っていること、不登校支援機関に月1回程度、母親と参加していることなどの事例が挙げられた。本市では、市独自で配置するSSW2人体制による相談支援を実施しているが、支援内容で一番割合が多いのは長期欠席の児童生徒について（42%）、次いで、発達障害等に関する問題（32%）とのことである。

各中学校には教育支援室が設置されており、学級になじめない生徒の教室復帰を目指す場、活動エネルギーが低迷している生徒の心の安定を図る場として、自ら計画を立てて学習する、Zoomで教室の授業を見る（一部の中学校）といった過ごし方がされている。なお、校内フリースクールについては、検討委員会を立ち上げ、岡崎市の事例視察も行われたとのことである。

委員からの主な意見

- ・子どもたちが安心して学校に通えるためにも、魅力的な学校づくりが欠かせない。そのためには、教職員の多忙化解消が急務である。SSWやスクールカウンセラーなど、多くの方が学校に関わることが重要だ。心の教室相談員の数も足りているとは言えず、加配の必要性を感じる。
- ・特性のある児童生徒に対して、教職員が「合理的配慮」(※注1)をしながら対応することの難しさを感じているとのこと。特性への理解や具体的な支援方法など、教職員は更に理解を深める必要がある。
- ・コミュニケーションが苦手で、不登校につながってしまうのは、特性からくるものなのか、家庭でのコミュニケーションが不足しているからなのか、その見極めが難しい。



大府市教育委員会との勉強会の様子

※注1 障害がある人の特性に合わせて、負担が重すぎない範囲で必要な対応に努めること。障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行され、国や地方自治体等の公共団体に「合理的配慮」の提供が法的に義務付けられた。

(3) 中京大学現代社会学部教授 辻井正次氏による研修会

文部科学省調査で、不登校との関連で新たに指摘されている問題として、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）等があることから、中京大学現代社会学部教授の辻井政次氏を講師に迎え、「大府市の子どもたちの発達を支える」と題した研修会を行った。

辻井氏は、保育園・幼稚園から小学校、中学校に至るまで、本市で年9,500人規模の調査を行い、児童生徒の行動問題（不登校、非行、自傷行為、いじめ、精神疾患等）が発現する前にどのような兆候・原因が見られるか、どのようなプロセスで行動問題が生じるかを明らかにするコホート研究（※注2）を行っている。また、児童生徒が示す様々な兆候を未然に発見し、予防につなげるため、調査結果を小中学校にフィードバックするとともに、対処の必要性と方策を示している。

辻井氏からは以下のような説明があった。

- ・発達障害特性は、濃い、薄いという差はあっても、誰しもある。
- ・「普通の子」という考えはない。特性があっても、困らないように、スキルを身に付けることが大切である。
- ・周りが少し手助けして補うことが「合理的配慮」である。
- ・0、1、2、3歳で、子どもの発達支援のニーズをいち早く見つけ、早期支援につなげる必要がある。
- ・社会性の支援において、保健センターでの保健師の勉強会等の充実が望まれる。
- ・発達障害特性は、適応できないことで悪化し、多欠席や非行のリスクを高める。

委員からの主な意見

- ・発達障害特性のある子どもには、適応に必要な社会的スキルを獲得させることや、適切なストレス対処の方策を身に付けさせることが必要である。
- ・学習面への不安が長期欠席の理由として大きく影響しているとも伺い、教員・保育士の加配、きめ細かなサポート、学校以外の居場所づくりが必要であると感じた。
- ・「義務教育を受けなければ生きていけない」「義務教育をバカにしてはいけない」「友達は一人でも二人でも多いほうが良く、将来に影響する」は大変重い言葉である。
- ・発達障害への基本的な理解の促進を図るために、全ての保護者に対して「ペアレントプログラム」（※注3）について勉強する機会を設け、発達障害の早期発見、早期支援につなげることが重要である。

※注2 発生意因や予防因子を推定するため、大勢の人を長期にわたって観察する研究手法の一つ

※注3 子育てに不安や難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的とした1クール6回からなるプログラム

(4) 行政視察

不登校の児童生徒への先進的な取組を学ぶために、県外行政視察を行った。

① 埼玉県戸田市「戸田型オルタナティブ・プランについて」

オルタナティブとは「代替の」「代替の」という意味である。戸田市教育委員会は、「全ての子どもたちが、やりたいことのある心理的安全性のある居場所」を目指す中で、学校や教室に代わる多様な学びの場を確保するため、以下の2点に注力している。

- ・「未然防止」、「早期発見・早期対応」、「適切な支援」のための選択肢
- ・「リアル」と「デジタル」の両面からの支援の充実、各居場所の有機的な連携の強化

教育の実践や施策の立案においては、「教師の3K（経験・勘・気合）」を脱し、根拠に基づいた教育にしていかなければならないとの考えから、「戸田市教育政策シンクタンク」を設置し、「エビデンスに基づく教育施策の推進」を行っている。そのデータ基盤として、教育委員会及び市長部局に分散している子どもに関するデータを集約し、「教育総合データベース」を構築した。さらに、他自治体においても導入しやすいものとなるよう、データの標準化やフォーマットのオープン化等もあわせて進めている。また、多様な学びの場を拡充し、不登校を支援するため、以下の取組を行っている。

■戸田型校内サポートルーム「ぱれっとルーム」（市内の全小学校に設置）

学校生活上の不安、困難を感じている児童や不登校傾向児童に多様な居場所を提供し、早期対応、早期支援を行っている。

■不登校対策拠点「すてっぷ」（市内2か所の教育センター内に設置）

戸田市の不登校支援の専門的知見を活用した教室運営、不登校児童生徒に適したカリキュラム編成、不登校児童生徒の保護者支援、アウトリーチ型支援を実践している。

■オンラインを活用した相談及び支援体制の強化

民間と連携したオンライン不登校支援プログラム「room-K」を通じた教育相談、学習支援の実施、メタバース上の支援が行われている。

委員からの主な意見

視察後、委員から多くの意見が上がった。中でも、重要であるとの意見が出されたのは、以下の3点である。

- ・産官学の連携によるエビデンス（根拠）に基づく教育施策の推進
現在、不登校対策を含め、100近くの産官学連携の取組が進められている。事業者

に対しては、研究等を通じて得られたデータの活用を認める一方、市の費用負担が生じない連携体制とすることにより、低予算で効果的な不登校対策を実現している。産官学の連携により最先端の知のリソースが得られるメリットは非常に大きいと考える。

・ゆる～い居場所「校内サポートルーム」の実施

「ゆる～い」の意味合いは、室内でだらだらと寝そべったり、ゆったり過ごしたりできる状態や雰囲気を目指す。当初は、このような環境を与えてしまっただけなのか、甘いのではないかとといった心配の声もあったが、緩く過ごせる環境が功を奏し、不登校児童の減少と教室復帰の増加が顕著に見られたことから、3校での実施が半年後には12校全校に拡充された。空き教室の確保が難しい現状はあるが、本市でも取り組むべきではないか。

・教員が担う業務の役割分担・適正化の推進

教員が児童生徒と向き合う時間をより確保するため、業務の役割分担・適正化に徹底的に取り組んでいる。本市においても戸田市のように、民間を積極的に活用した業務改善に取り組むとともに、市民に向けて「学校・教師が担う業務に係る3分類」（※注4）について教育委員会と連携して情報発信を行い、周知を図る必要があるのではないか。



埼玉県戸田市への行政視察

※注4 「学校における働き方改革に関する緊急対策」で文部科学省が示した、学校業務の役割分担・適正化を進めるための業務分類のこと。①基本的には学校以外が担うべき業務 ②学校の業務ではあるが必ずしも教師が担う必要のない業務 ③教師の業務ではあるが負担軽減が可能な業務

② 岐阜県岐阜市立草潤中学校「不登校特例校の取組について」

閉校した小学校の校舎利用の議論を起点に検討がスタートし、令和3年4月に不登校特例校（現・学びの多様化学校）として開校した。定員は40名程度で、市内全域から通学できる。「不登校特例校」は不登校の子どもに配慮し、柔軟な教育課程が実施できるため、学習指導要領では中学校の授業時間を年間1,015時間とされているが、草潤中学校は770時間としている。生徒自身が担任を選ぶことができ、その後の変更も可能である。

全ての授業はオンライン配信されており、校内の好きな場所で学習することができるほか、学校に行けない場合も自宅で受けられる。「毎日登校」、「ICTを活用した在宅中心の学習」、「週数日の登校と在宅学習の組み合わせ」といった形で、教職員と時間割を相談しながら、生徒一人一人が自分の状況に合わせて登校スタイルを選ぶことができる。生徒は登校すると、自分の所在を示す「イマここボード」に自分の名札を掲示し、教職員はそれを見て、生徒一人一人が校内のどこで、どのように学習、活動しているかを確認し、必要に応じた声掛けを行っている。生徒がネガティブに受け止めたり、後ろめたく感じたりすることがないように、遅刻とは言わずに「ゆっくり登校」、欠席も「自宅」と言い換えるなど心情に配慮している。子どもが学校に合わせるのではなく、学校が生徒に合わせ、一人一人の個性に応じた教育が実施されている。

委員からの主な意見

- ・本市のような規模の自治体で、学びの多様化学校の単独設置、運営は難しいと思われるが、将来的には地域ニーズに応じた近隣他市町との連携を含め、何らかの手法、手段の検討が求められてくるのではないかと。
- ・毎朝の登校時、生徒がタブレット端末に、体調や心の状態を簡単に入力することができ、教職員に共有されているのは、参考になった。
- ・常にドアが開け放たれ、いつでも生徒が出入りできる状態となっている校長室や職員室は興味深かった。
- ・生徒が利用するトイレの改装に力を入れ、エレガントをテーマに明るく清潔な空間をつくり出している。そうした思い切った配慮、工夫も必要と考える。

4 本市への提案

子どもの多様な学びについてテーマ活動を進めた結果、子どもたちが自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すために、学校生活で、不安や困難を感じている児童生徒や不登校傾向の児童生徒が誰一人取り残されない教育の実現が求められる。どうしたら学校に魅力を感じ、児童生徒が通いたくなる学校、保護者が通わせたい学校、教員が働きたい学校となるのか。その実現に向けた環境を整えるために、当委員会として、以下3点に重点を置き、各項目について、まとめ、提案することとする。

(1) 魅力ある学校をつくるために

① 教員の多忙化解消

児童生徒と向き合う時間をより確保するため、多忙化解消を最優先の課題とし、教員の加配を行うとともに、教員が行うべき業務の見直し（3分類の徹底）に重点的に取り組むこと。その際、学年担任制、児童生徒の理解力に応じた授業、学内作業の地域・民間移行についても検討すること。

② 産官学の連携を含む教育委員会部局の体制強化

大学等の学術機関や民間の事業者等との連携により、教室を研究のフィールドとして積極的に提供し、そこで得られる最先端の知のリソースを科学的、客観的に分析することで、根拠に基づく教育施策の推進を図ること。そのために、教育施策を企画、調整する新たな担当課の設置等、教育委員会部局の体制強化を検討すること。

(2) 不安や困難を抱える児童生徒の早期発見のために

① 発達障害の早期発見・分析

発達障害や学習障害【ディスレクシア（読字障害）、ディスグラフィア（書字障害）、ディスカリキュリア（算数障害）】の早期発見が重要である。学習障害については、ひらがな10文字音読検査のスクリーニングを行う「読み書き対応Tsukubaモデル」を導入し、読み書きが困難な子ども（リスク児）を早期発見・支援すること。加えて、発達障害のある児童生徒の増加理由についての分析を行うこと。

② 発達障害への周知・理解

発達障害に対する社会的な周知と理解の向上を重要視し、0、1、2、3歳児を持つ全ての保護者に「ペアレント・プログラム」を提供する機会を設けること。また、子どもたちに対しても、発達障害への理解を促進すること。

③ ヤングケアラー・虐待の早期発見・支援

国の補助金を活用し、ヤングケアラー・コーディネーターの配置やピア・サポート等、相談支援体制の構築を推進すること。

④ 「きらきら10」を重視した生活リズムの確立・メンタルヘルスの確認・分析

きらきら輝くこどもの10か条である「きらきら10」の取組の中で、特に、「より良い生活習慣を身に付けます」について、睡眠時間、朝食を摂っているか等の調査を行い、習慣付けることは重要である。そのため、タブレット端末による登校時のメンタルヘルスの確認・分析、教員への情報共有を実施すること。

(3) 多様な学びの支援のために

① 学校内での居場所の拡充

学校内での居場所を拡充し、教室に行きづらい児童のための生活や活動の場を提供するサポートルームを整備すること。

② 地域、NPOでの居場所の拡充／地域への周知・理解

地区やNPO等、地域の多様な主体と連携し、「まちのとまり木」として、図書館や公民館、児童センター等、様々な場所を活用することで、学校や自宅以外の居場所を拡充すること。「こどもどまんなか応援サポーター」だけでなく、地域全体が見守り役となるよう、市民に広く周知と理解の促進を図ること。



～教育の機会をつなぐ～三つ葉との情報交換会

5 おわりに

子どもの数が減少し続けている中、国や県、各自治体が懸命に取り組んでいるにもかかわらず、不登校の児童生徒は数、割合ともに増加の一途をたどっている。令和元年に文部科学省から通知された「不登校児童生徒への支援の在り方について」において、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではないという旨が記されていることや、コロナ禍による一斉休校など生活環境の変化により、多くの児童生徒が心身に不調をきたしたことも、要因として挙げられている。

本市でも、「第6次大府市総合計画」における「みらいの健康」の指標である「小学校及び中学校における不登校児童生徒の割合」は、令和4年度の現状値では、計画当初（令和2年度）を上回っており、計画最終年度（令和12年度）の目標値との差はむしろ開きつつある（図表4）。

図表4 ■『みらい健康』指標（施策評価指標）

指標	計画当初(令和2年度)		現状値(令和4年度)		目標値(令和12年度)	
不登校児童生徒の割合	小学校	0.7%	小学校	1.3%	小学校	0.2%
	中学校	5.0%	中学校	5.9%	中学校	2.4%

「第6次大府市総合計画」政策目標7子ども輝くまち「施策3、心身ともに健康で知恵と愛を持つ児童生徒の育成」を参考に作成

当委員会では、「子どもの多様な学びについて」の調査研究を進める中で、「子どもたちが自らの進路を主体的に捉えて、社会に自立することを目指すために」、どうしたら子どもたちが生きる力を身に付けることができるのか、議論を重ねてきた。

学校内外で専門家らの相談や支援が受けられていない児童生徒への「多様な教育機会の確保」のためにも、第二レインボーハウスの設置、居場所づくりやメタバースの活用等、児童生徒の選択肢を増やし、ハード面を整備することはもちろん必要である。

しかしながら、不登校の要因を根本から解決に導くわけではない。「登校という結果のみを目標」とするわけではないが、本来、義務教育における学校とは、子どもたちが安心安全に通い、仲間とともに自分の持っている能力を伸ばしていく場所ではないのだろうか。

本市での児童生徒の不登校の要因は、小中学校ともに、「無気力、不安」が第1位である。なぜ無気力となるのか。何が不安にさせているのか。そこには家庭の要因があるのか、あるいは学校における人間関係に起因するものなのか、はたまた「きらきら10」の取組が形骸化し、生活リズムの乱れや睡眠不足も影響しているのではないかなど、現状において詳細に紐解くことは難しい。

だからこそ、一人一人の児童生徒に寄り添い、抱えている状況を把握するためにも、産官学との連携による科学的分析は必要不可欠である。

一方、魅力ある学校づくりに、これまで以上に意識的に取り組むことも、もちろん重要である。学校生活の中でお互いを理解し合い、心置きなく話せる友人や、悩みを安心して相談でき、その辛さに寄り添って励ましてくれる教員の存在は、その後の人生を大きく左右するほど影響力がある。苦手なことや嫌なことがあっても、学校に行けば、それを上回る楽しさや、自分を見守ってくれる存在がいる安心感、わくわくするような取組を作り出していけるかどうか。それは各校がそれぞれの特色に応じた創意工夫があってもよいのではないだろうか。

そのような環境づくりを常に意識し、積極的に挑戦するための時間、仮に失敗しても、その反省を生かして何度でも改善・改革に取り組める雰囲気や、地域を含む教育環境全体として醸成していくことが大切ではないかと考える。

本報告書は、教育委員会が策定した「おおぶレインボープラン」が掲げる「総合的な長期欠席者支援によるWell-beingの向上」(※注5)の理念を踏まえ、子どもの多様な学びの確保のために、更に考慮すべき点、現行から大きく変えていくべき点をまとめたものである。

全ての児童生徒が生き生きと学べる教育環境の実現を切に願いつつ、最後に、当委員会の調査活動に協力いただいた皆様に対し、この場をお借りして深く感謝を申し上げ、本報告書の結びとする。

※注5 Well-beingとは、身体的・精神的・社会的に満たされた状態のこと。

調査研究の経過

- (1) 令和5年6月2日（金） 厚生文教委員意見交換会
 - ・ 1年間の活動の流れについて、委員会で情報を共有した。
 - ・ 各委員から出された調査研究テーマ希望を基に協議を行った。
- (2) 令和5年6月21日（水） 厚生文教委員会
 - ・ 所管事務調査として「子どもの多様な学びについて」の調査を行うことに決定した。
- (3) 令和5年6月21日（水） 厚生文教委員意見交換会
 - ・ 今後のテーマ活動についての協議を行った。
- (4) 令和5年7月25日（火） 厚生文教委員情報交換会（委員派遣）・意見交換会
 - ・ ～教育の機会をつなぐ～三つ葉と情報交換会を行い、委員間で意見交換を行った。
- (5) 令和5年8月7日（月） 厚生文教委員勉強会（委員派遣）
 - ・ 教育委員会教育部長、主席指導主事、学校教育課長、指導主事、スクールソーシャルワーカーを講師とした勉強会を行い、大府市における不登校の現状や支援の取組などについて資料を基に説明いただいた。
- (6) 令和5年8月9日（水） 厚生文教委員意見交換会
 - ・ 勉強会を終えて、各委員が所感を述べ、意見交換を行った。
 - ・ 今後のテーマ活動についての協議を行った。
- (7) 令和5年9月4日（月） 厚生文教委員意見交換会
 - ・ 今後のテーマ活動について協議した。
- (8) 令和5年9月22日（金） 厚生文教委員研修会（委員派遣）
 - ・ 中京大学現代社会学部 教授 辻井正次氏を講師として、「大府市の子どもたちの発達を支える」と題した研修会を行った。
- (9) 令和5年9月28日（木） 厚生文教委員意見交換会
 - ・ 研修会を終えて、委員間で意見交換を行った。
 - ・ 今後のテーマ活動についての協議を行った。

- (10) 令和5年10月16日(月) 厚生文教委員意見交換会
 - ・今後のテーマ活動についての協議を行った。
- (11) 令和5年10月30日(月) 厚生文教委員会行政視察(委員派遣)
 - ・埼玉県戸田市「戸田型オルタナティブ・プランについて」
- (12) 令和5年11月8日(水) 厚生文教委員会意見交換会
 - ・視察後の意見交換を行い、委員間で先進地での取組について議論を行った。
 - ・テーマ活動全体会議について、委員間で事前確認を行った。
- (13) 令和5年11月15日(水) 厚生文教委員会行政視察(委員派遣)
 - ・岐阜県岐阜市立草潤中学校「不登校特例校の取組について」
- (14) 令和5年11月16日(木) 厚生文教委員意見交換会
 - ・視察後の意見交換を行い、委員間で先進地での取組について議論を行った。
 - ・テーマ活動全体会議について、委員間で事前確認を行った。
- (15) 令和5年11月22日(水) テーマ活動全体会議
 - ・テーマ活動に関する中間報告を委員長から行い、報告内容に対し、委員外議員から質疑や意見をいただいた。
- (16) 令和5年12月13日(水) 厚生文教委員意見交換会
 - ・テーマ活動全体会議で出された意見を参考に報告書の内容を検討した。
 - ・報告書の内容について委員間で協議した。
- (17) 令和5年12月27日(水) 厚生文教委員意見交換会
 - ・報告書の内容について委員間で協議した。
- (18) 令和6年1月12日(金) 厚生文教委員意見交換会
 - ・報告書の内容について委員間で協議した。
- (19) 令和6年1月26日(金) 厚生文教委員意見交換会
 - ・報告書の内容について委員間で協議した。

- (20) 令和6年2月8日(木) 厚生文教委員意見交換会
 - ・報告書の内容について委員間で協議した。

- (21) 令和6年2月20日(火) 厚生文教委員意見交換会
 - ・報告書の内容について委員間で協議した。

- (22) 令和6年3月28日(木) 厚生文教委員会
 - ・報告書の内容を決定し、本会議で報告することとした。

厚生文教委員会委員名簿

(令和5年5月12日～令和6年5月13日)

役職名	氏名	所属会派
委員長	国本 礼子	公明党
副委員長	宮下 真悟	無所属クラブ
委員	本田 雅志	親和クラブ
委員	木下 久子	市民クラブ
委員	稲葉裕加里	親和クラブ
委員	藤本 宗久	親和クラブ

(備考)

正副委員長のほかは、議席番号順